



社労士國本の一(日)一(生)笑(勝)翔(翔)

1. 営業秘密情報の保持と競業避止の関係 ~顧客情報や会社のノウハウを使って退職者が競合の会社に就職する、また独立することは、会社にダメージを与えかねません

はじめに

退職者が顧客情報や会社のノウハウを使って競合会社に就職したり独立することは、会社にダメージを与えかねません。ここでは、営業秘密情報の特定と競業避止規定に関するポイントを説明します。

営業秘密情報

営業秘密情報とは、主に「不正競争防止法」で定められた以下の3点を全て満たしている情報のことを言います。

- [1.秘密管理性] ~ 秘密として管理されている ~ 情報に対してアクセス制限をしている、且つ情報にアクセスした者がそれが秘密であると認識できる
- [2.有用性] ~ 有用な情報である 事業活動に使用されることで、経費削減や経営効率の改善等に役立つ (例:顧客データ、仕入れ先リスト、設計図、実験データ等)
- [3.非公知性] ~ 公然と知られていない 情報保有者の管理下以外では一般に入手できない

会社が保有している情報の中に会社が秘密としたい情報(企業秘密情報)があり、さらにその中に上記3要素を満たす「営業秘密情報」があるという構図があります。

企業秘密情報管理規程の重要性

会社から漏えいすると困る顧客情報や独自のノウハウ等を適切に管理するためには、さらに以下3点が必要です。

- [1.情報の定義づけをする] ~ 「企業秘密情報・営業秘密情報とは何か」を特定する。
- [2.企業秘密情報管理規程の作成] ~ 以下の目的のため、企業秘密情報管理規程を作成する。
特定した秘密情報を従業員に周知する。 秘密情報を不正に使用するとどのようなペナルティーが与えられるかを知らしめ、情報漏えいを抑止する。
- [3.誓約書の作成] ~ 企業秘密情報規程とリンクする形で、一人ひとりの従業員から「情報漏えいをしない、情報の不正使用をしない」旨の誓約書を提出させる。

競業避止(きょうぎょうひし)規程について

競業避止とは、退職後に競合する企業に就職する、又は事業を開始することを禁止することを言います。ところが、憲法で「職業選択の自由」が謳われているため、退職後の行動を制限することは簡単ではありません。

実際には、会社の役員であり特に会社の機密を握っていた場合 特別な開発を任されていて、それに見合う報酬を得ていた場合等の特別な状態でなければ、競業避止義務を退職者に負わせることは難しいでしょう。競業行為には、営業秘密情報の使用が伴うと想定されます。そのため、競業避止規程の中に「営業秘密情報の不正な使用の制限、並びに使用の際の損害賠償規程」も盛り込んでおくと、競業行為を防ぐために効果的でしょう。

2. 「無年金時代」の備えに一役買います ~ 年金払積立傷害保険

年金の「2013年問題」

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日生まれの男性と、昭和33年4月2日から昭和41年4月1日生まれの女性は、60歳になっても特別支給の老齢厚生年金が支給されず、61歳からの支給となります。

このように、平成25年4月1日以降、今まで60歳から支給されていた特別支給の老齢厚生年金が60歳からは支給されなくなるため、60歳で退職すると「無年金・無収入」となる期間が生じる可能性があり、年金の「2013年問題」として話題を呼んでいます。

8月には改正高年齢者雇用安定法も成立し、60歳以降も働き続ける人がこれまでより増えることが見込まれています。が、労働者本人の体調等によっては働き続けることが難しい人もいます。

そこで、最近、損害保険会社が販売する「年金払積立傷害保険」が注目を集めています。

「年金払積立傷害保険」の仕組み

この保険は、保険料を分割で一定期間払い込むと、あらかじめ設定した給付金の支払開始日以降に給付金を年金形式で受け取ることができるものです。また、保険期間中は、ケガによる死亡・重度後遺障害が補償されます。

最も幅広い年代を受け入れている損害保険会社では「15~64歳」までの人が加入することができ、「公的年金だけでは老後の生活が心配」という方で、特に若年層から人気を集め、発売後1年間で5万件以上の契約者を集めている損害保険会社もあるそうです。

加入時に注意すべきこと

生命保険会社が販売する個人年金で、10年以上の期間にわたって給付金を受け取る個人年金保険では、保険料控除の対象となり所得税が軽減されるメリットがありますが、本商品では保険料控除の対象とはなりません。

また、給付総額は、払込保険料額を上回るよう設定されていますが、途中解約をした場合の解約返戻金については、払込総額を下回る可能性があります。



3. 「厚生年金基金脱退」を認める判決と加入事業者への影響

厚生年金基金「やむを得ぬ理由の脱退認める」

長野県建設業厚生年金基金の加入事業者が、財政状況の悪化を理由に基金からの脱退を求めていた訴訟で、8月24日、長野地裁は「やむを得ない理由」があるとして脱退を認める判決を言い渡しました。

訴訟の経緯

原告である会社は、2011年1月、加入する長野県建設業厚生年金基金に対し、財政悪化や使途不明金の発覚等を理由に脱退を申請。ところが、同基金の代議員会は脱退を認めなかったため、同年6月に控訴しました。

基金側は、「加入している基金の脱退が相次ぐと存続できなくなる」として、脱退には代議員会の議決が必要だと主張しましたが、同基金では2010年に23億円の使途不明金が発覚しており、また、当時の事務局長の指名手配等の特殊な事情が「脱退を認めるやむを得ない理由」として、脱退を認める判決が下されました。

同基金は9月4日に東京高裁へ控訴、厚生労働省にも控訴審への参加を求めており、今後の行方が注目されます。

脱退を希望している他の基金に影響も

厚生年金基金は運用の低迷が続いており、2011年度末では全国576基金のうち、約半数の286基金が代行部分に損失を抱える「代行割れ」状態となっています。

ある年金コンサルティング会社では、今年2月に発覚した「A I J投資顧問」による年金消失問題を機に、脱退に関する相談が例年の倍以上になったとのこと。今回の判決では、使途不明金等の特殊な事情があるとはいえ、基金に加入している事業者に影響を与える可能性は十分にあります。

仮に今後、脱退が増えると仮定すると、脱退企業からの多額な資金が入ることにより、一時的には基金の財政は良くなるかもしれませんが、中期的にみれば本質的な解決にはならず、さらに厳しい状況になるでしょう。

4. 私の本棚より ~職場は「話し方」で9割変わる : 福田健 著

はじめに

職場は仕事の間であり、学校でもなければ、趣味のサークルでもありません。そのため、「そうそう会話を求められても困ってしまう…」という考え方を持っている人が多いのではないのでしょうか。

職場に限らず、現代人はあらゆる場面で人との付き合いが希薄になっています。また電話やメール等も、連絡を取りたい相手にダイレクトに行くことで周りの人への配慮が割愛されていると言えます。

職場でのコミュニケーション

かつてのサラリーマンといえば、毎日が「飲みコミュニケーション」だったのが、今では時々「飲み会」を開催したり、退社後に連れ立って「飲みに行く」程度。昼食も、会社の近くですぐお弁当が買えるスーパーやコンビニがある今の時代、昼休みともなれば、それぞれが昼食を調達し、思い思いの場所でランチをすることも増えています。「職場」という意味では変わりませんが、個人の自由度が増えた半面、人との付き合いが希薄になり、日常の利便性と引き換えに、こうした変化に拍車をかけるような社会になっている気がします。

まず「挨拶」もっと「挨拶」

話し方の第一歩は挨拶です。職場のコミュニケーションは、挨拶によって動き出すのです。

あ・・・明るく	な・・・名前を呼びながら	ら・・・楽に気負わないで
か・・・関心を示して	は・・・「ハイ」の返事も挨拶のうち	わ・・・分かり合うための第一歩
さ・・・先に	ま・・・待つ。きっかけをとらえて	
た・・・タイミングよく	や・・・やめずに続ける	

言葉を交わし合えば、職場は明るくなります。どんな話題でも、他愛のないおしゃべりが、「空気」を変えるのです。

さらに、コミュニケーション不足では仕事が沈滞化します。上司の立場の方にとって、挨拶や話題作りは部下が行うものだと思っている方もいらっしゃるのではないかと思います。しかし、職場の雰囲気作り・協力体制作りは上司の仕事でもあります。

相手を認めることの重要性

サッカー日本代表を務めた岡田監督は、「どんなに優れた選手がそろっていても、各々が自己主張をして相手の存在を認めなければ、チームはバラバラになる。そして、「勝つ」という目標に向かって力を発揮できない。」と言っています。

これは、職場でも同じです。一人ひとり是有能で仕事のできる人達でも、自分のことしか考えず、相手の存在を認めなければ、互いの繋がりが期待できないためチームの一体感も生まれません。

このきっかけとなるのは、コミュニケーションです。本書を参考に、職場のコミュニケーションのあり方を見直してみればいかがでしょうか。



所長のひとこと～

少し前までは暑い暑いと思っていたのが、気がつけば10月。めっきり涼しくなり、布団の枚数も増え、過ごし易い季節となりました。

当事務所はそんな中、事務所のOA化のことは先月号で書きましたが、他にも
・当事務所のような規模の小さな社労士事務所を通してでも、**事業主様が労災保険に加入**ができるような体制を整えたり（これを「特別加入」といいます）
・勉強用のDVDを1年間購入したり
と、自分のできる範囲ではありますが、事業主様にとって使いやすい、頼みやすい事務所になるよう日々考えております。

夏が過ぎ年末の手術が近づいてきます。今のところ12月とされていますが、先生がお忙しい方なので本当にそうなるかは何ともいえない所です。

実際に手術が決まった際はその間私が不在になってしまいますが、お客様にご迷惑をおかけしないようできる限りのことをしたいと考えております。

國本豊社労士事務所は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！
(以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします)

・就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します)

・労働保険、社会保険手続き

労働保険年度更新(7月) 社会保険算定基礎届(7月) 36協定作成届出(定時) 労災事故手続き
1年単位変形労働時間届(定時) 介護保険料変更、控除額お知らせ(3月) 雇用保険料率変更お知らせ(4月)
健康保険料、厚生年金保険料変更のお知らせ(9月) 入社・退職社員様に関わる保険関係届 年金相談 等

・情報発信、相談業務

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します
土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします
給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします
御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参(又は発送)します

お客様の喜び=私の喜び くにもとゆたか 國本豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動

- ・山口商工会議所エキスパート登録
- ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録
- ・柳井商工会議所青年部所属
- ・柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター
- ・柳井市倫理法人会会員(広報委員をしています)
- 講演、メディア出演等
- ・KRY ラジオ「おはようKRY」電話出演(平成20年3月)
- ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演(平成21年11月)
- ・柳井ライオンズクラブにて講演(平成22年11月)
- ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師(2回)

当事務所は、クールビス期間を延長してしまいました…。

